

## ○令和2年10月常任委員会における特例的な議事運営について

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年10月に開かれる常任委員会(決算審査)における議事運営については、次のとおりとする。なお、この議事運営は、今年度に限る。

### 1. 出席議員について

議案の審議においては、定足数を満たすことを前提として適宜離席を認める。ただし、議案採決時には議席に戻ることとする。なお、離席中においても、モニター傍聴又はインターネット中継などにより議事を確認するよう努める。

### 2. 理事者(説明員)の出席について

- ・ 理事者には、審議に必要最小限の説明員の出席を求めることとする。
- ・ 提案理由説明は省略する。

### 3. 議案の質疑について

- ・ 質疑については会議規則を遵守し、また、重複質問を避けることとする。

### 4. その他

- ・ 発熱その他体調不良の場合には、出席しない。また、新型コロナウイルス感染症への感染、濃厚接触者と認定、その他感染の疑いが強い場合には、速やかに市議会事務局を通じて議長に報告する。
- ・ 手洗い、消毒を徹底するとともに、マスクを着用する。ただし、発言時はマスクを外すものとする。
- ・ 長時間の会議とならないよう質疑等は簡潔に行うとともに、適宜、休憩及び換気を行う。
- ・ 市民へは直接傍聴を控え、インターネット中継を利用してもらうよう周知に努める。